

サザンガクサテライトオフィス（No2区画）使用許可 申請要項

一般財団法人松本ものづくり産業支援センターが運営するサザンガクサテライトオフィス（No2区画）の使用事業者を募集します。

本施設は、ICTを活用した、松本市の地域産業活性化や産業創発に繋げるための施設であることから、使用に当たっては、施設での事業展開等の審査を実施し、事業者の選定、決定を行います。

使用を希望される事業者は、下記の要項をご理解のうえ、使用申請書等必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

1 サザンガクサテライトオフィス

(1) 所在地

長野県松本市大手3丁目3番9号 NTT東日本大名町ビルの一部

(2) 施設の供用開始日

2019年11月

(3) 募集対象区画

No2区画（約17㎡）

(4) 使用料

月額59,500円及び共益費5,000円（いずれも税込み）

(4) 主な付帯サービス

ア サテライトオフィスは24時間入退室可

イ 光回線による高速インターネット環境（各区画）

ウ 専用の郵便受け

オ 事務所の登記可

カ 各区画の電子錠によるセキュアな環境

キ 外からの呼び出しに対応するインターフォン

ク 会話が外から聞き取りにくい電話コーナー

ケ 商談にも利用できる会議室（要予約）を整備 ※併設するコワーキング内

コ サテライトオフィス専用の複合プリンター（料金別途）

サ 併設するコワーキングスペース（約300㎡）の利用可

シ コミュニティプロデューサー、財団職員によるコミュニティ、ビジネスアレンジの支援

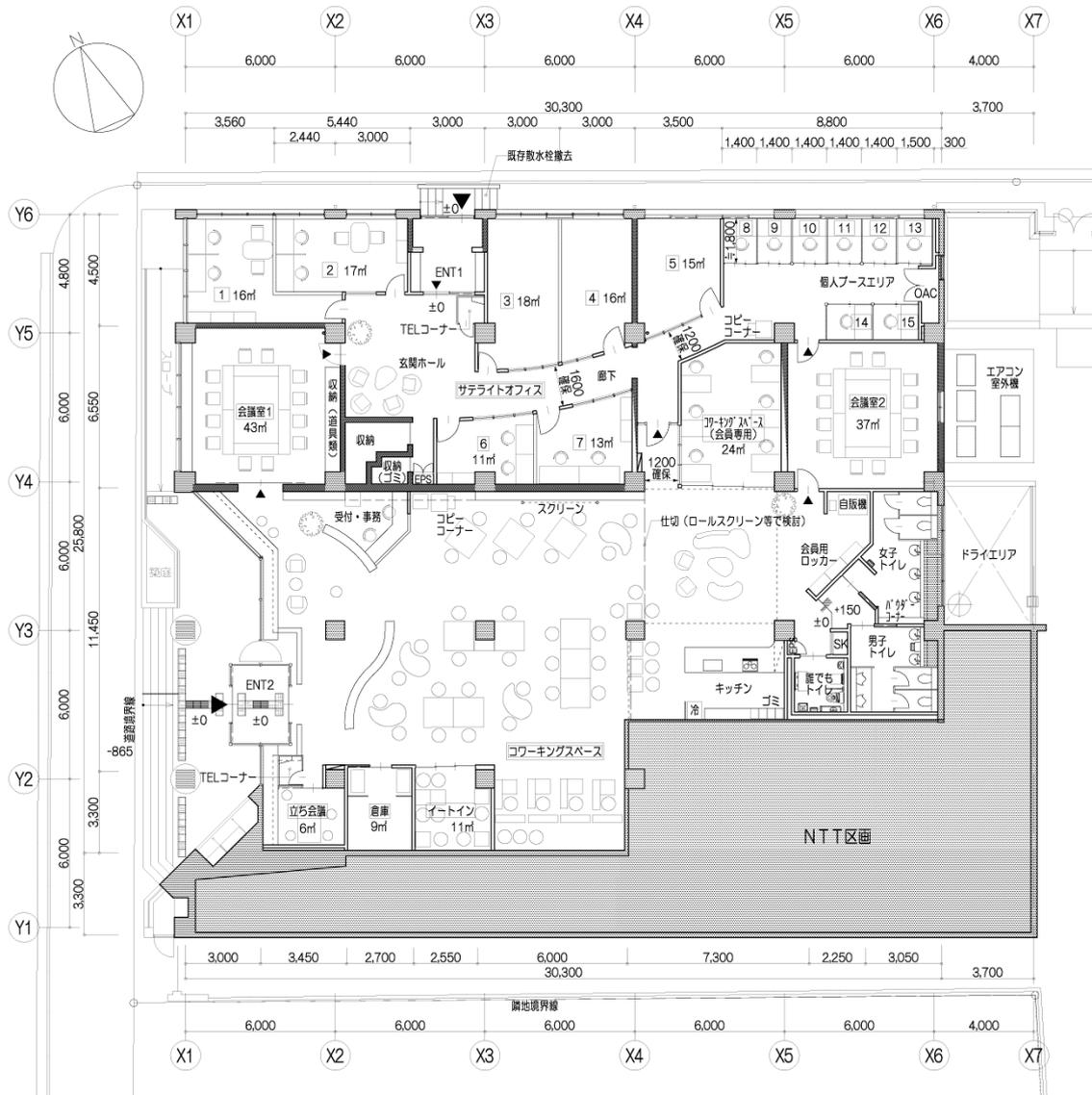
ス 隣接するテレワークオフィスワーカーへのアウトソース

(5) 使用許可期間

ア 使用許可期間は3年、更新は原則1回まで

イ ただし、引き続き使用を希望される場合は、別途審査等により判断します。

(6) サザンガクテライトオフィス・コワーキング平面図



(7) その他

- ア 電話回線は個別契約が必要です。
- イ 施設に専用の駐車場はございません。
- ウ 事務室内の什器等は、各事業者でご用意いただきます。

2 申込要件

次にあげる条件を満たし、使用料の支払い能力のある企業または個人の申込みが可能です。

- (1) 経営に必要な能力、財力及び信用を有している者
- (2) サザンガクから発信する新しいビジネス創出に取り組む意欲がある者
- (3) サザンガクで開催するイベントなどに積極的に参画する意思がある者
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者
- (5) 政治的又は宗教的活動の利用は認めない
- (6) マルチ商法及びそれに準ずるビジネスに供する利用は認めない
- (7) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと

3 申請方法

サザンガク施設使用許可申請書及び次の添付書類を郵送または持参してください。

- (1) 法人又は商号登記している個人にあっては、登記事項証明書、商号登録していない個人にあっては、身元（身分）証明書
- (2) 市町村税納税証明書
- (3) 法人にあっては法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書【その3の3】、個人にあっては所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書【その3の2】
- (4) 財務諸表の写し
- (5) 企業経歴書
- (6) 事業計画書（説明書）※様式任意

4 申請期限

2021年4月16日（金）19時まで

5 事業者選定及び許可決定

- (1) 申請書及び添付書類を事務局及び審査委員会にて審査し、使用資格の可否、選定を行います。なお、審査項目（抜粋）は次のとおりです。
 - ア 事業の現実性
 - ・事業の計画が現実的であり、継続性・持続性が見込まれる。
 - イ 事業の先見性・将来性
 - ・事業の計画が先進的であり、今後のニーズの高まりが期待できる。
 - ウ 既存産業・企業との相乗効果
 - ・松本地域の既存産業、企業、サザンガクの入居企業とのコラボレーション、相乗効果が期待できる。
 - エ 若者の松本地域への定着・定住への貢献度
 - ・事業の内容、活動、働き方が若者に対して憧れ、メンターとなり、地方で活躍するモデルケースとなりうる。
 - オ 地域貢献度
 - ・事業内容が松本市の地域課題、地域貢献に繋がるものである。
 - カ 社会貢献
 - ・事業内容が社会全体の課題、社会貢献に繋がるものである。
- (2) 審査の結果、使用許可、選定となった使用許可事業者には、施設使用許可書を交付します。
- (3) 使用許可者は施設使用開始までに誓約書（別途依頼）を提出いただきます。
- (4) 審査会は5月中旬を目途に開催いたします。よって、許可決定通知はそれ以降となりますが、許可開始期日は、決定事業者と別途ご相談のうえ設定いたします。

6 申請先・お問合せ

一般財団法人松本ものづくり産業支援センター サザンガク

長野県松本市大手3丁目3番9号

電話 0263-33-0339 FAX 0263-33-0305

E-mail : info@33gaku.jp